

静岡県告示第922号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年12月21日

静岡県知事 川勝平太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
賀茂郡松崎町宮内字桑原385の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため